

資料 2-2

○鹿島市水道事業給水条例

(料金)

第26条 料金は、次の各号により算出した金額に消費税等相当額を加えた合計額とする。

(1) 専用給水装置及び共用給水装置

種別	基本料金 (1月につき)		超過料金			
	算定基準	料金	算定基準	料金	算定基準	料金
一般用	使用水量 5 m ³ まで	円 1, 0 0 0				
	使用水量 5 m ³ を超え 1 0 m ³ まで	円 1, 6 0 0	使用水量 1 0 m ³ を超え 2 5 m ³ ま での部分 1 m ³ に つき	円 2 0 0	使用水量 2 5 m ³ を 超える部分 1 m ³ に つき	円 2 4 0